

岩内町住宅リフォーム補助事業について

1. 目的について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間工事を中心に受注機会が減少している町内業者の事業及び雇用の継続のため、建設需要を喚起し経営の下支えを行うとともに、町民が安心して快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成等の促進を図ることを目的としています。

2. 主な要件について

補助金の対象者や対象住宅の主な要件は下記のとおりです。

○対象者の要件

- ・補助金の実績報告時において町内に住所を有すること。
- ・世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。(岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。)
- ・世帯全員が暴力団員でないこと。
- ・国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

○対象住宅の要件

- ・補助金の実績報告時において交付対象者が居住する町内の専用住宅であること。
- ・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び居住室を有する専用住宅であること。
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ・交付申請時に建築後10年以上経過していること。
- ・リフォーム工事に要する費用が30万円以上であること。
- ・町の固定資産課税台帳に登録されている家屋であること。

3. 対象工事について

別表に該当する工事で町内業者（補助金の交付を受けようとするリフォームに係る建設業許可を受けた町内に本店を有する事業者）が行う改修工事とします。

4. 補助金額について

対象工事に要した費用の20%とし、20万円を上限とします。

5. 交付申請及び実績報告の時期について

交付申請は令和3年7月1日より申請受付を開始し、先着順で予算がなくなり次第、申請受付を締め切らせていただきます。

実績報告は交付対象工事が完了した日以降で、令和3年12月30日までに行っていただきます。

6. 提出書類について ※郵送による提出は受けません

1) 補助金交付申請時に提出する書類

- ・岩内町住宅リフォーム補助金チェックリスト【町様式】
- ・岩内町住宅リフォーム補助金交付申請書【様式第1号】
- ・誓約書兼同意書【様式第2号】
- ・住宅所有者同意書【様式第3号】（申請者と所有者が異なる場合）
- ・交付対象住宅の所有者が確認できる書類（全部事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）
- ・工事見積書（交付対象工事と対象外工事の内容が確認できるもので見積業者の押印があるもの）
- ・交付対象住宅の位置図
- ・工事予定箇所の施工前の写真
- ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は検査済証発行証明書







2) 実績報告時に提出する書類

- ・岩内町住宅リフォーム補助金チェックリスト(実績報告用)【町様式】
- ・岩内町住宅リフォーム補助金実績報告書【様式第8号】
- ・交付申請者の住民票（実績報告日前3月以内に発行されたもの）
- ・交付対象工事の施工後の写真（施工後の確認が困難な部分である場合は施工中の写真）
- ・交付対象工事の使用資材、機器等に係る規格、仕様又は性能が確認できる書類
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事費の支払いが確認できる書類
- ・施工業者の建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業許可通知書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

3) 補助金請求時に提出する書類

- ・岩内町住宅リフォーム補助金請求書【様式第10号】
- ・口座振替申出書【町様式】

7. 申請の流れについて

| | |
|---|---|
| 1. 申請受付開始 | 申請者が必要書類を添えて、都市整備課建築係へ提出します。 ○申請受付 ・令和3年7月1日～ ※申請に必要な書類がすべてそろっていない場合は、受付できません。 ※申請前に着工しているものについては対象外です。 |
|  | |
| 2. 受付・審査 | 交付申請を受付後、申請内容を審査します |
|  | |
| 3. 交付等決定通知 | 補助金交付又は不交付の結果について通知をします。 ※申請受付から10日程度 |
|  | |
| 4. 実績報告 | 交付決定通知を受けた方は、交付対象工事の完了後、速やかに実績報告を行ってください。 ○提出期限：令和3年12月30日まで |
|  | |
| 5. 審査 | 補助要件の最終確認。 |
|  | |
| 6. 確定通知 | 補助金の確定額について通知をします。 ※実績報告受付から10日程度 |
|  | |
| 7. 補助金請求 | 交付額の通知を受けた方は、 <u>当該通知を受けた日から30日以内に請求書を提出してください。</u> ※請求受付から14日程度で支払いとなります。 |

別表

| 補助対象工事 | 備考 |
|-----------------------------|--|
| 住宅の増築・減築工事 | 建築確認申請が必要な場合は、建築確認済証及び検査済証の写しが必要 |
| 浴室・台所・洗面所・トイレの改修 | 工事の伴わない設備等の設置は対象としない。 |
| 給排水衛生設備・給湯設備・換気設備・電気設備・ガス設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内外の配管・配線工事を含む。 ・工事の伴わない設備等の設置は対象としない。 ・下水道への切替工事は対象としない。 |
| オール電化住宅工事 | 工事の伴わない設備等の設置は対象としない。 |
| 屋根のふき替え・塗装、防水工事 | |
| 外壁改修(張り替え、塗装工事等) | |
| 部屋の間仕切りの新設・変更工事 | |
| 床・壁・天井の張り替え等の内装工事 | 工事の伴わないもの（じゅうたんやカーテンの取替・新設等）は対象としない。 |
| 床・壁・天井・屋根の断熱工事 | |
| ふすま、障子、畳の張り替え工事 | |
| 建具、窓枠、サッシの新設・改修工事 | |
| バリアフリー改修 | |
| 解体工事 | リフォーム工事を行うために必要な部分の解体以外は対象としない。 |
| 附属建物の改修工事 | 住宅の附属建物（車庫・物置等）の機能や性能を維持・向上するための工事。 |